

平成29年12月4日

第71期司法修習生 各位

司法研修所事務局長 染谷 武宣

災害時におけるクラス担当教官への安否連絡等について

(事務連絡)

大規模地震発生時等には、別紙のとおり被災状況をクラス担当教官に連絡してください。

なお、いつでもこの連絡ができるよう、必ず自らのクラス担当教官（民事裁判、刑事裁判及び検察）のメールアドレスを確認しておいてください。

おって、この事務連絡の内容をまとめた「安否連絡カード」を配布しますから、常時携帯してください。

(別紙)

災害時におけるクラス担当教官への安否連絡等について

導入修習中及び集合修習中の夜間・休日並びに実務修習中において災害が発生した場合には、下記のとおりクラス担当教官に連絡してください。

記

(大規模地震の場合)

- 1 司法修習生は、大規模地震(※)が発生した場合には、次の①から⑤のとおり、自分の被災状況についての情報及び他の司法修習生の被災状況に関して知っている情報を、各クラスの民事裁判教官に連絡する。

なお、民事裁判教官に連絡が付かない場合には、刑事裁判教官に、民事裁判教官、刑事裁判教官ともに連絡が付かない場合には、検察教官に連絡する。

①～③は、落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡する。

①組・番号・氏名

②本人の安否(メール用符号 無事○ 負傷×)

③登庁の可否(メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×)

④、⑤は、具体的に判明した段階で連絡する。

④自宅の状況、家族の安否

⑤他の司法修習生の被災状況

※ 大規模地震とは、司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内(東京にあつては23区、立川支部にあつては立川市、集合修習中は和光市又は埼玉県南部)における震度が報道発表で6弱以上の地震をいう。

- 2 上記の連絡はメールで行う。
- 3 実務修習中に大規模地震が発生した場合には、司法修習生は上記1の連絡をするほか、実務修習地の裁判所が、災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

(その他の災害の場合)

- 4 司法修習生は、その他の災害時において、自身が身体等に被害を受けた場合及び他の司法修習生が身体等に被害を受けたことを知った場合には、上記1から3に従ってその被害状況を連絡する。